

# 業務指示書

## イラク国「灌漑セクターローン」に係る案件実施支援調査 (SAPI)

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年2月25日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第二課 真野 修平 Mano.Shuhei@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年3月2日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 二者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先行行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

( ) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

(○) 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 外国籍人材の活用を認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：灌漑分野に係る各種業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／農業政策）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：農業政策
- 2) 対象国又は同類似地域：イラク 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 農業経済】

- 1) 類似業務の経験：農業経済
- 2) 対象国又は同類似地域：イラク 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年3月6日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。  
安全対策特別経費
- (○) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。  
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- ( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
(IQD1 = 0.102 円, US\$1 = 117.93 円, EUR1 = 133.23 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
  - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
  - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/農業政策  
農業経済

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

9.34 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年3月19日(木)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

#### (1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

#### (2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価  
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

### 第10 その他

#### 1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

#### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

#### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### 6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

##### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

##### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上



プロポーザル評価表  
イラク国「灌漑セクターローン」に係る案件実施支援調査 (SAPI)

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他 (実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 <small>(本案件では副業務主任者の配置(業務管理グループ)を認めません。)</small>	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/農業政策	(34.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	13.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	3.00
オ) その他学位、資格等	5.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 (今回は評価の対象としません)	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力: 農業経済	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力:	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力:	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力:	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 調査の目的・内容に関する事項

### 1. 調査の背景

イラクは、1980年以降、3度にわたる戦争により社会経済インフラは破壊され、10年以上に及ぶ経済制裁等により国内経済も後退したが、近年国際社会の支援を得つつ復興開発が進んでいる。イラクの農業セクターはGDPの約10%(2009年8.1%、2011年7.6%)を占める重要産業となっており、特に地方部での失業問題が深刻化している同国において、同セクターは有望な雇用吸収先として期待されている。

他方、イラクの年間降雨量は、北部で約600mm、北部以外の地域で約200mmと少なく、多くの地域で灌漑施設が不可欠であるものの、農業生産基盤の老朽化、灌漑農地での塩類集積、農業技術・知識の不足などにより、農業の生産性が低位に留まっている。また、灌漑排水用資機材、灌漑用排水路の維持管理不足による灌漑機能低下や不適切な水資源管理による利用可能水量の減少が確認されており、灌漑営農面積の減少が懸念されている。

上記のような観点から、JICAは有償資金協力事業「灌漑セクターローン」(2008年1月供与)(以下、「本事業」)により施設の一部改修を実施しているとともに、国別研修「カルバラプロジェクト」、技術協力プロジェクト「灌漑用水効率的利用のための水利組合普及プロジェクト」(12年4月～15年4月)(以下、「技術協力プロジェクト」)等により、施設の整備及び維持管理体制や能力向上等への支援を実施してきている。

他方、「灌漑セクターローン」による灌漑施設の改修は、施設の利用者である農民が灌漑及び排水用ポンプを使用しない時期に実施する必要があるが、実施機関である水資源灌漑省は農民側との工期等に係る調整に難航している。一方で上記技術協力プロジェクトにおいて、水利組合から提出された施設整備及び灌漑施設の新規開発案、水利組合申請計画が、水資源灌漑省の予算・計画の都合上適切に実施されない、という事態が見られた。今後灌漑施設の改修及び新規開発や水利組合からの申請を円滑に実行していくには、水資源灌漑省と水利組合の共同体制を強化していくための取り組みが必要である。

### 2. 調査の目的

本調査では、本プロジェクトにて灌漑施設改修を実施中の各事業サイトにおける実施状況・課題・教訓を整理し、今後、イラク政府が実施する灌漑施設の改修・新規開発事業の実施方法を検討することを主目的とする。

### 3. 調査対象地域

本プロジェクト実施サイト(チグリス・ユーフラテス川流域、特に中部・南部の灌漑耕地域を中心としたイラク全土を対象)

#### 4. 業務の範囲

本業務は、「2. 調査の目的」を達成するため、JICA、イラク国関係機関（連邦水資源省、連邦農業省）と十分な意見交換を行いながら「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ「6. 業務の内容」に示す内容の調査を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

#### 5. 実施方針及び留意事項

- (1) 本調査は、短い現地調査期間の中で、本事業の状況を把握・分析し、今後の灌漑施設の改修・新規開発事業における実施方法を検討することが求められる。ついては、事前の国内準備作業期間において、既存資料の確認・分析、及びイラク側とのメール・電話による事前確認及び調整を実施し、調査・協議項目を整理した上で現地調査に臨むこと。
- (2) イラクにおける調査地については、安全管理及び現地滞在査証等による制限が予測されるため、イラク国滞在時には JICA イラク事務所との密な情報共有を心掛ける。

#### 6. 業務の内容

コンサルタントは、以下を参照しつつ、国内作業及び現地調査について効果的、効率的な調査工程をプロポーザルで提案すること。なお、国内作業及び現地調査では、以下業務を実施する事とする。

- ・国内作業：既存資料及び現地調査にて収集した資料・情報の分析を行う。また電話及びメールにて、現地調査にて回収しきれなかった情報を随時収集の上、分析を行う。
- ・現地調査：バグダット、もしくはバスラにて業務関係者を招集し、情報収集・協議を実施する。

具体的な、国内作業及び現地調査のスケジュール及び内容は以下の通り。

##### (1) 第1次国内作業（2015年4月上旬）

ア 既存資料を確認・分析の上、第1次現地調査にて確認すべき項目につき整理する。

第1次現地調査にて確認すべき項目は以下を含めること。

- ① イラク国の水資源管理及び農業・灌漑分野の現状確認（イラク国の政策・計画及びそれらの優先順位・実態との整合性、行政体制の現状確認を含む）
- ② 水資源管理及び灌漑事業の現況と課題に係る情報収集
- ③ 主要ドナーによる水資源管理、農業・灌漑分野の支援の動向及び主要な実績にかかる情報収集
- ④ 本事業に係る各サイトの状況、教訓、及び、今後の農業・灌漑分野の協力の可能性にかかる情報収集

イ 既存資料の確認・分析結果、及び、第1次現地調査にて確認すべき項目の整理結果

をインセプション・レポートとしてまとめ、JICA と協議する。

(2) 第1次現地調査 (2015年4月中旬)

イラク国 (バクダッド或いはバスラを想定) にて業務関係者 (イラク側関係機関) との会議を開催し、インセプション・レポートの説明並びに情報収集を行う。

(3) 第2次国内作業 (2015年4月下旬)

- ア 情報整理を行い、追加で収集が必要な項目の洗い出しを行う。
- イ イラク側に質問票等の送付を行い、必要情報の提供を要請する。
- ウ 第2次現地調査における特に本事業に係る各サイトの状況・教訓、及び、今後の農業・灌漑分野の協力の可能性に関するさらなる情報収集を行うため、既存資料を確認・分析の上、同調査にて確認すべき項目につき整理する。
- エ 第2次現地調査に向けた事前準備状況に関して、JICA と協議を実施する。

(4) 第2次現地調査 (2015年5月上旬)

- ア イラク国 (バクダッド或いはバスラを想定) にて業務関係者 (イラク側関係機関) との会議を開催し、第1次現地調査の結果から追加的に必要な項目につき情報収集を行う。
- イ 本プロジェクトに係る各事業サイトの実施状況・課題・教訓につき情報収集を行い、今後、イラク政府が実施する灌漑施設の改修・新規開発事業の協力の可能性を検討する。

(5) 第3次国内作業 (2015年5月中旬～下旬)

- ア 第2次現地調査の結果を受け、調査精度向上のため、必要に応じメール及び電話にてイラク側関係機関との協議を継続する。
- イ これまでの調査結果、特に今後灌漑分野における具体的な新規開発事業の実施方法 (規模・サイト等) についてインテリム・レポートにまとめ、JICA に説明の上、これまでの調査結果、及び、今後の調査方針につき協議実施する。
- ウ 第3次現地調査にて確認すべき項目につき整理する。

(6) 第3次現地調査 (2015年6月中旬)

- ア イラク国 (バクダッド或いはバスラを想定) にて業務関係者 (イラク側関係機関) との会議を開催し、インテリム・レポートに関し、情報の整合性及び内容につき協議実施し、ドラフト・ファイナル・レポートに盛り込むべき内容につき確認する。
- イ 本プロジェクトの各事業サイトの関係者と協議する事により、灌漑施設の改修事業とイラク国内水利組合事業の相乗効果を狙える事業実施方法につき検討する。

(7) 第4次国内作業 (2015年6月下旬～8月上旬)

- ア 第3次現地調査の結果を受け、調査精度向上のため、必要に応じメール及び電話にてイラク側関係機関との協議を継続する。
- イ これまでの調査結果をふまえ、円借款事業を含む灌漑分野における具体的な協力内容についてドラフト・ファイナル・レポートにまとめ、JICAに説明の上、今後の調査方針につき協議実施する。

(8) 第4次現地調査 (2015年8月中旬)

イラク国 (バクダッド或いはバスラを想定) にて業務関係者 (イラク側関係機関) との会議を開催し、ドラフト・ファイナル・レポートに関し、情報の整合性及び内容につき協議実施する。

(9) 第5次国内作業 (2015年8月中旬～10月上旬)

これまでの調査結果につき、JICAと協議実施し、ファイナル・レポートにまとめる。ファイナル・レポートには、少なくとも以下内容に係る記載を盛り込むこと。

1. 今後の灌漑分野における協力実施方針の検討・提案
2. 灌漑分野において、協力実施する際の事業コンセプト及びプロジェクト選定に係るクライテリアに関する検討・提案
3. 灌漑分野において、協力実施する際の水利組合の取り組みとの相乗効果を創出するための検討・提案

## 7. 成果品等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品はファイナル・レポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得るものとする。

(1) 調査報告書

- ア インセプション・レポート (IC/R)  
提出時期：2015年4月上旬  
部数：英文15部
- イ インテリム・レポート (IT/R)  
提出時期：2015年5月中旬  
部数：英文15部、和文5部
- ウ ドラフト・ファイナル・レポート (Df/R)  
提出時期：2015年8月上旬  
部数：英文15部、和文5部
- エ ファイナル・レポート (F/R)  
提出時期：2015年10月上旬

部数：簡易製本版：英文 15 部、和文 5 部  
公開用要約：英文 5 部、和文 5 部  
電子データ（完全版）：10 セット  
電子データ（公開用要約）：5 セット

## （2）収集資料

調査時に収集した資料及びデータは分野別に整理してリストを付した上で JICA に提出すること。

## （3）成果品の仕様

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。英文報告書については、提出前にネイティブチェックにかけることとする。作成にあたっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識共に豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

報告書の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014 年 11 月）」を参照するものとする。なお、すべての成果品について、簡易製本とする。

## （4）報告書の作成

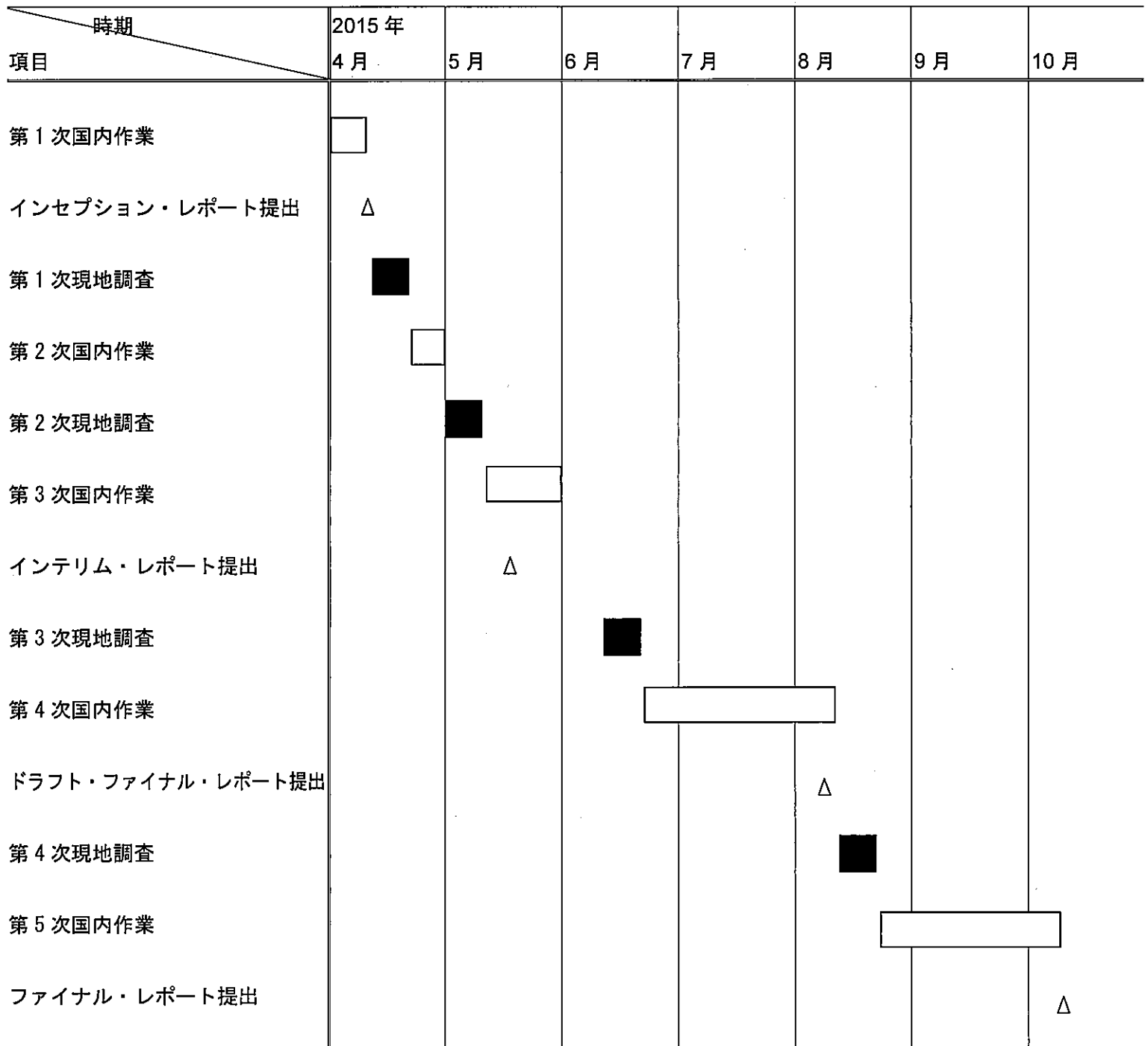
以下の諸点に留意すること。

- ア 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述し、必要に応じ図や表を活用する。また、英文についてはネイティブ・スピーカー等によるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。報告書本文中で使用するデータ及び情報については、その出典を明記する。
- イ 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適用年月日及び略語表を目次の次の頁に記載する。
- ウ 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるよう工夫を施す。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 調査の工程

調査は2015年4月上旬より開始し、2015年10月上旬の終了を目処とする。





## 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

### （1）業務量の目途

全体： 15.68 M/M

### （2）業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す各分野の業務従事者が参加することを想定している。業務内容を考慮の上、より適切な構成がある場合は、上記業務量の範囲内で明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1 総括/農業政策（2号）
- 2 農業経済（3号）
- 3 灌漑施設計画
- 4 評価分析
- 5 業務調整／灌漑施設計画補助

## 3. 参考資料

### （1）公開資料

円借款案件「灌漑セクターローン」事業事前評価表

[http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2007\\_IQ-P2\\_1\\_s.pdf](http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2007_IQ-P2_1_s.pdf)

### （2）閲覧資料

円借款案件「灌漑セクターローン」技術審査レポート

【上記資料の閲覧を希望する際のお問合せ】

独立行政法人国際協力機構 中東・欧州部 中東第二課（担当：香野、伊藤）

E-mail: [7rtm2@jica.go.jp](mailto:7rtm2@jica.go.jp) Tel: 03-5226-6869

## 4. 特別経費

イラク国内で現地調査をする際は、下記特別経費を認める。

（1）コンサルタントは、業務従事者の安全確保に必要な直接経費に関し、調査対象地域の治安状況に応じ、次の当該経費を契約金額に含めること。当該経費の見積もりは別見積とする。

- ア 警備員傭上、安全対策設備費等（含む防弾車）
- イ 通信機材の購入（衛星電話機材、使用料金）
- ウ 各種保険契約（戦争特約）
- エ 現地業務調整などの傭人

## (2) 航空賃

路線の変更、他社便の利用、予約の変更などを含む緊急時の対応が可能な航空券の購入ができる。

## (3) 宿泊料

宿泊料に関しては別途契約交渉時に伝えるので、見積には含めないこと。なお、宿泊先は JICA イラク事務所の指定の宿泊施設のみとする。

## (4) 一般管理費等

治安面で十分安定しているとはいえない地域においては、通常とは異なる環境下における特殊な業務が必要とされる。このため、一般管理費等率につき 10% を上限として加算することができるものとする。

## 5. 調査用資機材の輸出管理

本調査の実施のために、現地調査に際して本邦から携行するコンサルタント所有の資機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

## 6. その他特記すべき事項

### (1) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。イラク国の治安状況については、JICA イラク事務所及び中東・欧州部へ連絡の上、十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。

イラク国内での現地調査にあたっては、同国滞在日数が 9 日以内となるような日程を原則とし、現地調査日程について前広に JICA 中東・欧州部に連絡・調整した上で確定することとする。なお、イラク国内における調査時には、下記の安全対策措置を講じることとする。

- ・初めてイラク国に派遣される全 JICA 関係者（業務実施コンサルタント等含む）は、渡航前に安全管理ブリーフィングを必ず受講する。ただし、既に関係者としてイラク国に派遣された経験があり、直近の派遣から 1 年未満の派遣者については必須とはしない。
- ・早めに渡航・移動の予定をイラク事務所と協議の上、安全管理室に申請する。イラク事務所は承認を受けて、関係者の渡航予定等について在バグダッド日本大使館等関係者に対して事前報告を行う。
- ・民間警備会社より安全確認および安全対策措置の取り付けを行い、身辺警護を受ける。事務所（安全対策担当）安全対策クラーク、及び PSD（Personal Security Detail：警護要員）の指示には必ず従うこと。特に移動中については、PSD の指示に必ず従い、勝手な行動はしない。
- ・出入国時及びイラク国内移動時には、必ず事務所に連絡を入れる。

- ・防弾車両で移動を行う。
- ・渡航先については、イラク事務所と事前に必要性・緊急性を十分に協議し、必要な安全対策措置を講じた上で渡航を行う。
- ・移動時（宿舎からの外出時）は常にパスポートとその他 ID を携行する。
- ・携帯電話（必要に応じて衛星携帯電話）は常に携行し、連絡が取れるようにする（宿舎内の移動時も含む）。また、充電・クレジット切れにならないようくれぐれも注意する。
- ・宿泊先は、バグダッドに関しては、基本的には、事務所が立地する CRG（Control Risks Group）コンパウンドか BIAP（Baghdad International Airport）に隣接する BIAP ホテルのみ滞在可能。その他の宿舎（例：他の警備会社が運営するコンパウンド）については、事前に事務所に相談し、安全対策上問題がない場合のみ許可となる。バスラに関しては、IEC（Iraq Energy City：バスラ市郊外に立地し、CRG 社事務所が IEC 内に立地している）を優先とし、空きがない場合や業務上やむを得ない場合は、事務所の事前了解を前提として他の宿泊先（基本的に Basrah International Hotel：BIH）の宿泊も可とする。
- ・日没後・夜間の移動・外出は原則禁止とする。
- ・戦争特約・功劳金に伴う手続きを行う。

なお、調査用務先の場所、連絡先等は対外秘であることから、業務実施契約書締結後に受注者へ連絡する。

以 上

